

小浜市通話・会話録音装置等の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、業務の公正かつ適正な執行の確保と住民サービスの向上を目的として設置する通話・会話録音装置および録音データの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話・会話録音装置 本庁舎の当直室に設置する、電話機での通話中または窓口での会話中に手動で通話または会話内容を録音する装置をいう。
- (2) 録音データ 通話・会話録音装置により録音した音声をいう。
- (3) 記録データ 録音データを通話・会話記録装置以外の記録媒体に保存した音声をいう。

(管理責任者等の設置)

第3条 通話・会話録音装置の適正な設置および運用を図るため、管理責任者を置き、総務課長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、通話・会話録音装置の運用に関する事務を行うに当たり必要があると認めるときは、管理取扱者を置くことができる。
- 3 前項の管理取扱者は、管理責任者が命じた者をもって充てる。

(設置の公表)

第4条 管理責任者は、市のホームページ等に通話・会話録音装置等の設置およびその利用目的について公表するものとする。

(個人情報保護)

第5条 管理責任者および管理取扱者は、小浜市個人情報保護条例（平成14年条例第37号。以下「条例」という。）を遵守し、通話・会話録音装置の取扱いに関し適切な措置を講じなければならない。

- 2 管理責任者および管理取扱者は、録音データおよび記録データ（以下「録音データ等」という。）の漏えい、滅失または毀損の防止その他安全管理のための必要な措置を講じなければならない。
- 3 管理取扱者は、録音データ等の漏えい、滅失または毀損を認知したときは、直ちに管理責任者に報告しなければならない。
- 4 管理責任者および管理取扱者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(通話・会話録音装置の使用)

第6条 職員は、通話・会話録音装置を使用して録音するときは、通話の相手方に録音することを告知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 脅迫、恐喝等の不当要求行為に該当する場合、刑事事件に発展するおそれがある場合、その他トラブル等に発展するおそれがあると認められるとき。
- (2) 民事訴訟に発展するおそれがあると認められるとき。
- (3) 個人の生命、身体または財産の安全を守る必要があるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、告知しないことがやむを得ないと認められるとき。

2 職員は、通話・会話録音装置を使用して録音したときは、当直日誌に録音した日時と内容を記載し、管理責任者に報告しなければならない。

(録音データ等の保存および廃棄)

第7条 管理責任者は、前条第2項の規定により報告を受けたときは、当該録音データを録音された時の状態で記録データとして保存し、記録データ台帳（別記様式）に記録しなければならない。当該録音データは、上書き等の操作により速やかに消去を行う。

2 記録データの保存期間は、記録された日から3か月間とする。ただし、法令に定めがある場合、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合、その他管理責任

者が必要と認めた場合は、この限りでない。

- 3 録音データ等は加工してはならない。
- 4 記録データは複製してはならない。ただし、通話・会話録音装置等の設置の目的を達成するために必要があると管理責任者が認めた場合においては、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により記録データを電磁的記録媒体に記録した場合は、当該電磁的記録媒体を、施錠することができる収納庫等に保管しなければならない。
- 6 管理責任者は、電磁的記録媒体を破棄する場合には、破碎を行う等、通話・会話内容が再現不可能になる方法で破棄するものとする。

(目的外利用および第三者への提供の禁止)

第 8 条 録音データ等および電磁的記録媒体は、第 1 条に規定する目的以外の目的のために利用し、または第三者へ提供してはならない。ただし、条例第 8 条第 1 項の規定により行う場合は、この限りでない。

- 2 管理責任者は、前項ただし書の規定により録音データ等および電磁的記録媒体を利用し、または第三者に提供しようとするときは、条例の規定に基づく所定の手続を行わなければならない。

(苦情の処理)

第 9 条 管理責任者は、通話・会話録音装置等の設置および取扱いに関する苦情があ

ったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、通話・会話録音装置等の取扱いに関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

